

**自由法曹団神奈川支部
2004年 支部 総会**

議 案 書

2004年2月27日(金)・28日(土)

伊豆下田河内温泉「金谷旅館」

「日立中村事件」の情景

大川 隆司

1 日立製作所武蔵工場の田中秀幸氏に対する残業拒否を理由とする解雇事件が、24年間のたたかひの末、最高裁判所で敗訴が確定したのは91年11月のことであった。

日立製作所の労働者たちは、その翌年ただちに反撃に転じている。

① 男女差別に関する東京地裁への提訴（92.3.3）

② 活動家差別に関する4地労委（東京、茨城、神奈川、愛知）への一斉申立（92.10.19）

がそれである。

2 このように、92年の段階では1都3県にわたる共同の取り組みとしてスタートした日立争議であったが、最終的な解決の場面は、1都2県が00年9月12日、神奈川が02年7月29日と2分された（いずれも中労委関与和解）。神奈川争議の場合は更に分かれ、宮崎良司氏（もと争議団長）とその他の9人が同じ日に別々の協定を会社との間に結ぶことになった。

3 1都3県をあわせて総員わずか50名しかいない日立争議団が、大独占企業とたたかうのになぜ分裂しなければならないのか、私には全く理解できなかった。

1都2県の争議団の『日立争議総括集』によると、98年2月から99年1月までの間の話し合いを通じて明らかになった争点がつぎのように整理されている（81～82頁）。

争 点	「1都2県」の考え方	「神奈川」の考え方
① 情勢の見方	今が争議解決の時期で早期解決をめざすべき	会社は解決したがっているが、争議団が主体的に切り開いた解決の時期ではない
② 中央組織結成時期	早期に結成すべき	結成時期を決めるべきではない

③ 中央組織の構成	全労連や全国単産にも入ってもらう	全労連には期待できない。4都県支援組織だけで構成する
④ 関連会社提訴外者の取扱	関連会社の争議団や提訴外者の要求にも責任を持つ	関連会社、提訴会社に責任はとれない
⑤ 解決方法	中労委交渉、自主交渉ともにありうる	自主交渉のみ
⑥ 統一要求書づくり	早くつくるべき	要求づくりは凍結

日立神奈川争議団が03年12月に発行した総括集においても「日立の全争議はなぜ一括解決できなかったのか」という項目に10数頁を割いている。それによれば1都2県の「全労連を中心として中央組織を作るべきだ」という主張と、神奈川の「1都3県の支援組織が対等平等な形で中央組織を作るべきだ」という主張との対立であったとされている。

要するに日立神奈川争議団は、全労連のリーダーシップを拒否して独自の道を行くことにしたのであった。

- 4 このように、99年1月の段階で争議体制は分裂したが、中労委における1都2県の解決交渉が大詰めに来た00年3月に、全労連、1都2県の争議団、神奈川の争議団それぞれの代表間で話し合いが持たれた。

この「代表懇談」の確認事項として全労連が作成した文書が、神奈川争議団の総括集に収録されている(189頁)。

それによれば、「統一要求を提出し統一交渉を行うが、解決金は神奈川分とその他の2本建て回答を求める」という神奈川争議団の提案に対し、全労連も譲歩し、解決金交渉は(双方が交渉に参加はするが)2本立てで行うことを認めている。

- 5 4の合意が一たん成立したのに1都2県側の反対で反故になった、だから分裂の責任は1都2県側にある、

——— というのが神奈川争議団の主張である(神奈川総括集101頁)。

「責任」がどちらにあるにせよ、この「確認事項」にあるように、神奈川の争議団が「解決金」について独自交渉権を確保することにこだわったことに、非常に異和感を覚える。

私の常識に照らせば、「解決金」は、いわば形を変えたバックペイである。昇格・昇給を解決時から将来に向かって実施させるだけでは救済として不十分であるから、救済は遡及するが、これを個別に計算するのがめんどうだから一括して支払う、というのが解決金というものの基本的考え方であろう。

従って、昇格・昇給をめぐる是正水準と解決金水準は切りはなして議論できない性質のものである筈だ。

そう考えると、解決金の独自交渉権を認めることによって、神奈川争議団をつなぎとめようと、全労連が考えたとすれば、はなはだ不見識なことであり、1都2件の争議団が、結局「確認事項」に反発したのは当然であろう。

- 6 ともあれ、全体より2年遅れで解決した日立神奈川の争議においても、9名の当事者に対し合計1億4000万円の解決金が、02年8月中に会社から支払われ、03年1月中には弁護士費用控除後の金額が、代理人から争議団長に引渡された。

これが、個々の争議団員に対しては1円の配分もされないまま経過したので、当事者の1人である中村由紀子さんは、本年2月4日、争議団長の佐藤明氏を相手取って保管金請求訴訟を提起した。弁護士費用を除く解決金は1人平均1350万円になるが、推定必要経費を控除して1100万円を引渡せ、という請求である（勝山団員と大川が代理人をつとめている）。

提訴に先立って争議団側とは話し合いを重ねたが、700万円しか渡せない、と主張するばかりで、差額の650万円（9人分のトータルは5850万円）は、どこへ行くのか、説明は得られなかった。「日立中村事件」という紛争が不幸にも裁判に発展してしまった。

- 7 神奈川争議団の行動を分析するキーワードは「カネ」と言ってもよいであろう。

解決金を獲得することが争議の主要目的であり、獲得したカネはできるだけ当事者には還元しないで争議団それ自体の拡大再生産の源資にする、という「運動論」があるようだ。

しかし、差別の撤廃はバックペイを含めてはじめて言えることであり、この救済がないがしろにされたのでは、職場の仲間の活動家に対する再評価にもつながらないであろう。この原点を離れて、労働者に帰属すべきカネを酒食の宴に投下してみても空しいだけではないか。

争議団の会計を構成員に対して透明にし、一人ひとりの意見を十分に尊重するという、あたりまえの争議団像が、わが神奈川に回復する日の近からんことを念じつつ、「日立中村事件」の解決につとめたいと思う。